

令和 8 年第 6 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 8 年 6 月 4 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠 席 委 員	奥村 武司、田中きょうこ
事 務 局	局長 荻曾 英勝、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之
議 案	第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について 第 26 号 農地利用最適化推進委員の候補者について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 8 年第 6 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、9 番、奥村武司委員、14 番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、12 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9 名です。 これより令和 8 年第 6 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、11 番竹谷益孝委員、12 番玉田好二委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	日程第2、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転3件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権の設定2件の合計7件です。 受付番号1番は、今渡の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。 今渡地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号2番は、土田の方と菅刈の方との間における売買による所有権移転です。 塩地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号3番は、今渡の方と中恵土の方との間における売買による所有権移転です。 下切地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号4番は、羽生ヶ丘の方外2名と禅台寺の方との間における使用貸借権の設定です。 二野地内において、借受人は、申請地に解除条件付き使用貸借権を設定し、新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号5番は、埼玉県所沢市の方と久々利の方との間における贈与による所有権移転です。 久々利地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号6番は、柿下の方外1名と広見の法人との間における使用貸借権の設定です。 柿下地内において、借受人は、申請地に解除条件付き使用貸借権を設定し、営農規模の拡大を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 受付番号7番は、瀬田の方と御嵩町の方との間における贈与による所有権移転です。 瀬田地内において、譲受人は申請地を取得して、新規就農するとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動、設定は妥当と考えます。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
江口委員	受付番号1番、今渡をお願いします。 推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号1番は、名鉄広見線、日本ライン今渡駅の北西、県道土岐可児線に接する、200㎡ほどの農地を北側隣接地に住む譲受人が取得し、農地として耕作、管理するための申請です。現在も農地として耕作されており、今後も農地として耕作される計画であり、問題

		ないと思います。
議	長	受付番号 2 番、塩お願いします。
山本（富）委員		農業委員 6 番の山本から現地確認の報告をします。
		受付番号 2 番は、塩地内で、県道御嵩犬山線と名鉄広見線との間にある土地改良エリア内の農振農用地の田です。現況は田ですが購入後は野菜や果樹を植えて畑として耕作される計画書が提出されており、問題ないと思います。
議	長	受付番号 3 番、下切お願いします。
鈴木（泰）委員		推進委員 5 番の鈴木から現地確認の報告をします。
		受付番号 3 番は、可児川と大森川が合流する下切地内の農振農用地の田です。譲受人が購入し、野菜を作付けし畑として、耕作される計画で、既に夏野菜が作付けされ耕作されており、今後も畑として耕作管理する計画書が提出されており、問題ないと思います。
議	長	受付番号 4 番、二野お願いします。
鈴木（好）委員		推進委員 6 番の鈴木から現地確認の報告をします。
		受付番号 4 番は、東明小学校の西、二野の農振農用地内の割田で、現在、遊休農地となっている 3 筆の田です。借受人は、農業に興味があり、耕作できる農地を探していましたが、自宅がある禅台寺、下恵土地区では該当地がなく、通勤経路近くにある、申請地を探して見つけ、使用貸借契約で新規就農するとのこと。今後は、畑として野菜を作付けする計画書が提出されており、問題ないと思います。
議	長	受付番号 5 番、久々利お願いします。
竹 谷 委 員		農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。
		受付番号 5 番は、久々利交番の北、原見地区にある農振農用地の畑です。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており管理できないため、北側、隣接地に居住する親族が贈与により取得し、耕作、管理されますので、問題ないと思います。
議	長	受付番号 6 番、柿下お願いします。
竹 谷 委 員		農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。
		受付番号 6 番は、柿下地内の県道多治見、白川線に隣接する道路より低い位置にあり、耕作されていない農振農用地内の田です。以前より久々利や瀬田で農地を借りて野菜を生産している法人が、事業拡大のため借地を探しておられましたが、今回話がまとまり申請された案件となります。野菜の作付けを今後もされるため、問題ないと思います。
議	長	受付番号 7 番、瀬田お願いします。
玉 田 委 員		農業委員 12 番の玉田から現地確認の報告をします。
		受付番号 7 番は、瀬田地内、北に可児川がある農振農用地内の農地で、東と北側は現在開発が進められている場所に接しています。今回、父から子へ贈与するための申請となり、農地として管理されており、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質問なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 21 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 21 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議長	続きまして、日程第 3、議案第 22 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第 3、議案第 22 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、5 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、貸駐車場を整備するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 本案件は、昭和 43 年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。 受付番号 2 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。 本案件は、平成元年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地として使用していたため始末書が提出されています。なお、相続に伴う農地法 3 条の 3 の申請により判明した案件であり、農業委員会からの指導に基づく是正案件となります。 受付番号 3 番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。 本案件は、昭和 60 年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地として使用していたため始末書が提出されています。住宅の建て替えに伴う調査により、違法転用が判明し、是正措置として申請されています。 受付番号 4 番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して飲食業の駐車場敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第 2 種農地となります。 隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

		本案件は、申請地を令和 8 年 2 月頃に、許可なく駐車場敷地として造成を行っていたため、始末書が提出されています。農地パトロールにより判明した案件です。 受付番号 5 番は、坂戸の方が農地転用の許可を求めるもので、坂戸地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのこと。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのこと。 本案件は、昭和 44 年頃より、農地法の許可を得ず、住宅及び倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
江	口	受付番号 1 番、2 番、今渡をお願いします。
委	員	推進委員 1 番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、今渡、名鉄広見線日本ライン今渡駅の南、大型店舗の西にある農地で、以前より住宅敷地として使用していたため始末書が提出されている案件です。今回は、住宅を壊し、貸駐車場として整備されます。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、駐車場のため、上下水道の利用はありません。雨水は、前面市道側溝への排水、農業用排水への影響もありませんので、転用されても問題ないと思います。 受付番号 2 番は、今渡地内、蘇南中学校南にある農地で、以前より住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されている案件です。土地改良区の同意もあり、現状のまま使用されますので、問題ないと思います。
議	長	受付番号 3 番、下恵土をお願いします。
江	口	推進委員 1 番の江口から現地確認の報告をします。 受付番号 3 番は、下恵土地内にあり、昭和 60 年頃より住宅敷地として利用されていたため始末書が提出されている案件です。今回、住宅の建替えにより敷地の調査をしたところ、利用していた住宅敷地が農地のままであり、違反していたことが判明したことから、是正案件として申請されたもので、問題ないと思います。
議	長	受付番号 4 番、土田をお願いします。
奥	田	農業委員 4 番の奥田から現地確認の報告をします。 受付番号 4 番は、土田地内にあり、令和 8 年 2 月より造成し、駐車場敷地として利用されているため始末書が提出されている案件です。現在、東隣接地が一体利用となり、飲食業が営業されており駐車場として利用されています。周囲に農地はなく、土地改良管理組合の同意もあり、雨水は自然浸透となります。以上のことから、問題ないと思います。
議	長	受付番号 5 番、坂戸をお願いします。
山	本（富）	委員 農業委員 6 番の山本から現地確認の報告をします。 受付番号 5 番は、坂戸地内にあり、昭和 44 年から住宅敷地として利用されているため始末書が提出されている案件です。現状のまま使用されますので、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

		せんか。
議 長		受付番号4番の案件について、農地パトロールにより判明した案件と事務局から説明がありました。津田委員から説明をお願いします。
津 田 委 員		該当地については、日頃より利用する道路に接しており、以前は耕作放棄の状態、草木が生えていました。発見した時には、草木が処理され、碎石が入り、整地された状態でした。自宅に帰り、配布されているタブレットで地目を確認したところ、畑で農地であったため、事務局へ連絡を入れました。事務局では、農地台帳の確認、現地確認をしていた。土地所有者へ手紙が出されたと聞いています。事務局からの手紙により、今回の申請がされています。
議 長		日頃より担当地域内の農地については、パトロールを実施していても、いざとなると以前はどんな状態だったのか思い出せないときがあります。タブレットが活用され違反転用が発見できたことは、よい事例ですので、各委員には、タブレットを活用した活動をしていただければと思います。
議 長		他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質問なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第22号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第22号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長		続きまして、日程第4、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
		なお、受付番号1番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。
		また、受付番号7番の案件が、日程第5、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、合わせて審議します。
		それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第4、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。
		申請の内訳は、売買による所有権移転7件、贈与による所有権移転1件の合計8件です。
		併せまして、日程第5、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。
		申請の内訳は、事業計画者の変更に伴う事業計画の変更1件です。
		それでは、5条案件から順次説明します。
		受付番号1番は、書類不備のため審議先送りです。
		受付番号2番は、下恵土の方と今の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、徳野南の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、徳野南地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、愛知県犬山市の方外18名と名古屋市中区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、電気通信業の資材置場、倉庫及び事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

また、令和7年10月29日に農振除外されています。

受付番号5番は、矢戸の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、建築条件付きで9区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

また、令和8年2月3日に農振除外されています。

受付番号6番は、下切の方と多治見市の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して、貸し太陽光発電管理施設を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、愛知県丹羽郡扶桑町の法人と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

		立地基準判定は、第2種農地となります。 代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。 本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となっています。合わせて事業計画変更の受付番号1番を説明します。 事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条の受付番号7番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明いたします。 当初事業計画者は、申請地を建築資材置場として使用するため転用許可を得ましたが、資材価格の高騰などから工事のキャンセルが相次ぎ、当初予定していた規模の資材置場が必要なくなりました。 このため、一部を資材置き場として残し、残りを有効活用するため、事業承継者に譲ることとしました。 受付番号8番は、御嵩町の方と名古屋市千種区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、平貝戸地内で、建築条件付きで6区画に宅地分譲するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。 また、令和7年10月29日に農振除外されています。 受付番号9番は、横浜市金沢区の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、兼山地内で、建築条件付きで3区画に宅地分譲するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
中	村 委 員	受付番号2番、下恵土お願いします。 農業委員3番の中村が受付番号2番の案件について報告します。 受付番号2番は、下恵土のJR可児駅の南西の土地改良エリア内にある農地を転用して共同住宅1棟を建築するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、上下水道とも整備されております。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号3番、徳野南お願いします。
江	口 委 員	推進委員1番の江口が受付番号3番の案件について報告します。 受付番号3番は、徳野南の区画整理地内にある農地を転用して3棟の分譲住宅を建築す

議長
津田委員

るための転用申請です。区画整理事業が実施されており、雨水は、前面市道側溝への排水、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。隣地所有者への説明も済み、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番、土田お願いします。

推進委員2番の津田が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田井之鼻地内の県道御嵩犬山線から井之鼻自治会の住宅地までの土地改良施工エリアで一部農地の田を除いた、約12,000㎡で、電気通信業の資材置場、倉庫、事務所を建築するために転用する申請です。開発協議が必要な案件で、関係課から意見聴取をせられ、協議が進められていると聞いています。隣地所有者への説明も済み、土地改良管理組合の同意もあり、上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水、農業用施設への影響もないと現地確認で見てまいりましたので、転用されても、問題ないと思います。

議長
國枝委員

受付番号5番、矢戸お願いします。

推進委員4番の國枝が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、矢戸の春里地区センター南に約400mの場所にある田を2月3日に農振除外し、建築条件付きで9区画に宅地分譲するための転用申請となります。隣接者への説明も済み、土地改良管理組合の同意もあり、雨水は土地改良区の排水路で同意も得てあります。上下水道とも整備されており、農業用施設への影響もないため、転用されても、問題ないと思います。

議長
鈴木(泰)委員

受付番号6番、7番及び事業計画変更、受付番号1番、下切お願いします。

推進委員5番の鈴木が受付番号6番、7番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。

受付番号6番は、下切、JR下切駅の南西にある畑を太陽光発電施設へ貸すための転用申請です。隣接地に太陽光発電施設が設置されており、拡張されるため、施設の管理用地として利用されると聞いています。上下水道の利用はなく、雨水排水は自然浸透です。農業用施設への影響もなく、転用されても問題ないと思います。

受付番号7番と事業計画変更、受付番号1番は、同一地ですので併せて説明いたします。本案件の申請地は、下切から旭小学校へ上る市道に接する場所にあり、分譲住宅4棟を建築するための申請です。当初事業者は、申請地を建築資材置場として利用する計画でしたが、資材価格の高騰などから当初予定していた規模の資材置場が不要となったようです。一部は資材置場として利用していますが、残り地を有効活用するため、事業承継者が分譲住宅を建築されます。上水道は利用できますが、下水道は利用できないため、合併浄化槽を設置されます。雨水排水は全面道路側溝へ排水されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長
酒向委員

受付番号8番、平貝戸お願いします。

推進委員4番の酒向が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、平貝戸、名鉄広見線明智駅から南東に100mほどにある農振農用地を昨年10月29日に除外して建築条件付きで6区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、

		転用されても、問題ないと思います。
議 長		受付番号 9 番、兼山お願いします。
三 宅 委 員		推進委員 9 番の三宅が受付番号 9 番の案件について報告します。
		受付番号 9 番は、兼山のメイン道路県道多治見八百津線を八百津方面に進み、八百津へ渡る兼山橋手前の県道に面した場所にある農地の一部を建築条件付きで 3 区画に宅地分譲するための転用申請です。周囲に農地はありませんが被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は申請地内に側溝を設けて、既設道路側溝への排水となります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
中 村 委 員		受付番号 4 番の案件について、転用申請区域が大きく、区域内に用排水路があると思うが、用排水路の取り扱いは、どうなるのか。
事 務 局		申請区域内には、一体利用地として、農道と用排水路が含まれています。都市計画法に基づく開発協議が必要な案件となり、関係担当課から開発に係る意見書が提出されており、その中で用排水路に関する意見も提出され、周辺農地の営農に支障がないよう対応されると聞いています。
中 村 委 員		受付番号 2 番の案件について、雨水排水の排水先が可児土地改良区排水路となっているが、西側の水路は、下恵土雨水幹線として市の管理となっていると思います。以前は土地改良排水路として土地改良区が管理していたが、市が水路整備をした時に市の管理としているが、どちらの排水同意、承諾がいるのか、地域によるばらつきがないよう、はっきりとしといたほうがいいと思う。
事 務 局		排水路に関しては、当初は土地改良区排水路として整備され、管理をしていましたが、都市化により農地がなくなり、農業用の排水路から、雨水排水路へと変わっている水路はたくさんあります。土地改良区と市で、管理移管等の手続きができていないため地域により取り扱いが、統一されていないので、今回のご意見を担当課へ伝えます。
議 長		受付番号 7 番の案件について、公共下水道ではなく、合併浄化槽を設置となっているが、前面道路に公共下水道管の整備はされていないのか。
事 務 局		申請地の全面道路には、公共下水道管の整備はされています。ただ、申請地は、公共下水道のエリアではないので、接続はできません。このため、合併浄化槽を設置することとなります。
議 長		他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質疑なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 23 号、受付番 2 番から 9 番、及び議案第 24 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第 23 号、受付番号 2 番から 9 番、及び議案第 24 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長	続きまして、日程第 6、議案第 25 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 6、議案第 25 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。 お手元の別葉、議案第 25 号をご覧ください。 今月は、16 件、18,729 m²の農地について、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。 対象となる農地の内訳は、石森、羽崎、久々利、矢戸で各 2 筆、二野で 1 筆、塩で 7 筆となっています。 貸付先は、御嵩町の法人に 2 筆、二野の法人に 5 筆、江南市の方に 9 筆となっています。 貸借期間は、令和 8 年 6 月 30 日から令和 18 年 6 月 29 日までの 10 年間と令和 8 年 6 月 30 日から令和 13 年 6 月 29 日までの 5 年間のいずれかとなっています。 集積する農地の詳細等は、別添の資料のとおりとなっています。
議 長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質疑なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 25 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 25 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 7、議案第 26 号、農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてを議題といたします。 はじめに、本案件は、農業委員 13 番、奥村保彦委員、農地利用最適化推進委員 5 番、鈴木好則委員、及び 8 番、酒向崇好委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わることはできません。したがって、本案件の審議の間、3 名の退席を求めます。 (奥村保彦委員他 2 名 退席) それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 7、議案第 26 号、農地利用最適化推進委員の候補者の決定について説明します。 お手元の別葉、議案第 26 号、農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてをご覧ください。 可児市農地利用最適化推進委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって、現委員の任期が満了いたします。 推進委員は農業委員会が委嘱することと定められており、次期推進委員の候補者を決定する必要があります。 最終的な議決や委嘱は、7 月改選後の最初の農業委員会の総会でお諮りすることになり

ますので、本日の総会では、最終候補者の決定を行い、次期農業委員会へ申し送りをする
こととなります。

なお、次期推進委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年
間となります。

次期推進委員については、4月1日から28日までの間、広報誌や市のホームページで
募集を行いました。

募集の結果、期間中に10名の推薦、応募がありましたが、可児市の推進委員の定数は
9名ですので、定数を1名超えています。

可児市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則において、定数を
超える推薦、応募があった場合、総会において対象者を評価し、候補者を決定すること
となっています。

別葉の1から2ページをご覧ください。

推薦および応募者の一覧です。

推進委員については、区域ごとに定数が定められています。

今回の推薦、応募では、今渡、川合、下恵土地区、土田、帷子地区、春里、姫治地区、
広見、広見東、中恵土、兼山地区の4区域において、定数と同数の推薦がありました。

この7名は、いずれも地元の農事改良組合や自治会等の推薦を受けており、それぞれ農
業に対し熱心に取り組んでいらっしゃる人物で、地域の信頼も厚い方々であるため、農地
利用最適化推進委員に適任であると考え、個々の評価は省略し候補者としていたい
と存じます。

平牧、久々利、桜ヶ丘地区においては、定数2名のところ、3名の推薦、応募があっ
たことから、それぞれ評価を行うこととなります。受付番号2番、4番、10番の3名につ
いて評価を行い、2名の候補者を選定します。

評価にあたっては、農業委員の選考の際に使用する、委員候補者選考シート、を準用し
評価するとともに、農業委員の皆様からご意見をいただきたく存じます。

別葉の3から4ページをご覧ください。

委員候補者選考シートになります。

選考シートは、公正かつ透明な選考を行うため、また客観的に委員としての適格性を審
査するために作成したもので、農業委員の選任の際に使用するものと同等の内容となっ
ています。

この選考シートの点数を参考数値とし、委員の皆様の見解をいただきながら、委員候補
者を選定いたします。

選考方法の説明は以上です。

続きまして、選考対象者について説明いたします。

選考対象者の概略を受付番号順に説明します。

なお、各対象者の選考シートの点数については、対象者の推薦書、応募申込書および農
地台帳をもとに、あらかじめ事務局で記入をしています。

選考シートの裏面に合計点数が記載されていますので、参考にしてください。

それでは順に説明いたします。

議	長	【選考対象者 3 名について説明】 選考にあたり、候補者選考シートを参考に判断していただきたいと思います。事前に、会長から事務局へ指示をして判断がしやすい資料として作成をお願いしておきました。 評価項目、評価視点、評価基準、評点をわかりやすくしてありますので判断の参考にしてください。 それでは、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
奥村（松）委員		推進委員には、受付番号 2 番の方が適任と思い推薦します。大森は私の地元であり、大森区として、新旧の区長と私が話し合い、人選を進めてまいりました。人選の結果として、大森区の区会で決定され、大森区自治会から推薦をしております。彼は、地区評議委員、土地改良の役員、氏子などの経験もしており、地域からの信頼もあり適任であると思います。 農業においても、定年後、熱心に農地の管理をしており、水利組合の役員としても尽力してくれており、適任であると思います。
議	長	他に、ご意見等はございませんか 推進委員には、受付番号 4 番の方が適任と思い推薦します。推進委員 3 期の豊富な知識に加え、地元平牧農事改良組合からの推薦、可児夏秋茄子生産組合の組合長として役職経験もあり、適任であると思います。
議	長	他に、ご意見等はございませんか。 可児市農地利用最適化推進委員候補者選考シートについて、質問します。
江口委員		選考シートは、全国統一の様式なのか、可児市独自の様式なのですか。
事務局		推進委員の選考につきましては、詳細な部分にまで法令では決められていません。 総会で候補者を決定するとし決められておらず、各農業委員会で色々な方法で決定しているようです。選考シートを利用する委員会もあれば、選考委員会を開催して候補者を決定する委員会もあるようです。今回は、各候補者を客観的に判断できる方法として、選考シート方式を採用して、候補者を決定することとしました。
江口委員		今回のシートは可児市独自なものですか。
事務局		今回の候補者選考のためだけのシートとなります。項目等については、他市町村のシートの項目を参考にさせていただき、作成しています。
議	長	他に、ご意見等はございませんか。
議	長	受付番号 10 番の方は自らの応募により候補者となっており、申込書に記載されている項目以外に事務局が把握している情報はありますか。 受付番号 2 番、4 番の候補者については、2 名の委員より、推薦書に記載されている以外の情報も推薦理由として発言されており、10 番の方の情報があれば、事務局から発言をお願いします。
事務局		受付番号 10 番の方につて、事務局が把握している情報を提供。
議	長	他に、ご意見等はございませんか。
議	長	今回の総会では、次期農地利用最適化推進委員の候補者を決定するもので、正式に推進委員が決定するのは、次期農業委員の総会で審議して、決定されることで、まちがいあり

事務局	ませんね。 今回の総会では、推進員の候補者を決定していただき、次期委員の総会で決定して委嘱することとなります。
中村委員	2名の委員から受付番号2番の方と受付番号4番の方が適任と推薦をいただきました。候補者選考シートにおいても、評点が2名の方が高いので、地元からの推薦、地元委員からの推薦もあり、受付番号2番の方と4番の方を候補者として適任であるとして決定してはいかがでしょうか。
議長	中村委員から、受付番号2番の方と、受付番号4番の方が適任であると、ご意見をいただきました。 また、事務局から説明がありましたとおり、その他の4地域の推進委員には、各地区から推薦された7名が適任であるものと考えます。 以上のことから、農地利用最適化推進委員の候補者には、受付番号1番から9番までの9名を候補者として決定してよろしいでしょうか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	意義ないものと認め、農地利用最適化推進委員の候補者には、受付番号1番から9番までの9名を候補者として決定し、次期農業委員会へ申し送りすることといたします。 それでは、奥村保彦委員他2名の議事参加を認めます。 (奥村保彦委員他2名 着席)
議長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の5月指導分について報告します。 実績なし 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の5月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の5月届出分です。 別添資料1をご覧ください。（件数1件） 4. 農地台帳非登載確認申請の5月申請分です。 申請はありませんでした。 5. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の5月受理件数です。 8件の届出がありました。 田 12筆 7,261.00㎡ 畑 13筆 4,113.00㎡ 合計 25筆 11,374.00㎡ 6. 次期農業委員会委員の任命について 別添資料2により説明 7. 今後の日程について説明します。 次回の現地確認は6月26日の金曜日を予定しています。

また、令和8年第7回農業委員会総会は、令和8年7月2日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

8. その他

第8回農業委員会総会は、臨時会として7月21日月曜日に開催予定です。

この臨時会において、次期農業委員の辞令交付を行います。また、本日決定しました農地利用最適化推進委員の候補者については、臨時会において決定し、推進委員に委嘱します。

中 村 委 員

親睦会の会計報告等について説明

清算して端数は次期農業委員へ繰越（承諾得る）

議

長

これをもちまして、令和8年第6回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。